

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 31 日現在

機関番号：33901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2012

課題番号：21530065

研究課題名（和文） 裁判員制度における量刑基準

研究課題名（英文） Standard of Sentencing in Saiban-in Trial System

研究代表者

小島 透 (KOJIMA TORU)

愛知大学・法学部・教授

研究者番号：80293679

研究成果の概要（和文）：本研究では、裁判員制度の導入による量刑の変化について、統計データを用いて検証を行い、その結果、量刑が従来に比べて重くなる方向あるいは軽くなる方向に一定程度変動していることを明らかにした。これと併せて理論的考察を行い、過去の事例によって形成される量刑傾向が裁判員裁判における量刑に対しても量刑決定の「基準」としての意義を有すると考え、この観点から、現時点での量刑の変動を許容可能なものであると判断した。

研究成果の概要（英文）：In this research, the change of Sentencing by the introduction of Saiban-in Trial System was inspected with statistics data. As a result, it became clear that Sentencing changed in the direction becoming severer or lighter than before to some extent. And theoretical consideration was carried out, and the following conclusions were provided. Tendency of Sentencing formed by past trials case has the significance as the standard of the quantity of penalty decision for Sentencing in Saiban-in trials. From this point of view, it should be judged that the change of the sentencing at the present is acceptable.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	400,000	120,000	520,000
2012年度	300,000	90,000	390,000
2013年度	0	0	0
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、刑事法学

キーワード：刑法、量刑、刑罰、裁判員

1. 研究開始当初の背景

(1) 裁判員制度は、無作為に選出された国民が裁判官とともに刑事裁判に関与する制度であり、平成 21 年 5 月に施行されている。裁判員は、公判において、法令の解釈や訴訟手続に関する判断を除いて、有罪・無罪の判断や量刑の判断において基本的に裁判官と同等の役割を担う。従来は職業裁判官だけで

構成されていた裁判所の構成員に専門家ではない一般国民が裁判員として加わることによって、刑事裁判のあり方が大きく変容することとなる。このため、手続的な面では、訴訟の迅速化を目的とした公判前整理手続が整備されるなど、裁判員制度の影響が一連の司法制度改革の中で具体的な姿を現してきた。

(2) これに対して、実体法の分野、特に量刑の分野においては、裁判員制度の導入により大きな影響を生じることが予想されるにもかかわらず、いくつかの研究(原田國男「裁判員制度の導入と量刑」現代刑事法 4 卷 11 号(2002 年) 65 頁以下、同「裁判員制度における量刑判断」現代刑事法 6 卷 5 号(2004 年) 47 頁以下、松本時夫「裁判員制度と事実認定・量刑判断のあり方について」法曹時報 55 卷 4 号(2003 年) 1 頁以下、本庄武「裁判員の量刑参加」一橋論叢 129 卷 1 号(2003 年) 22 頁以下など)が存在したものの、本格的な検討は未だに不十分な状況にあった。一方、刑事裁判実務においては、各地の地方裁判所において模擬裁判が行われ、その中で量刑についても評議のあり方などさまざまな試行が行われた。しかし、そのような試行を通じて、実際の裁判員裁判においてどのような量刑判断が行われるのかその具体的な姿は未だにはっきりとしない、というのが当時の量刑実務家の感想であった。

2. 研究の目的

本研究では、裁判員制度の導入が刑事裁判に与える影響のうち、とくに量刑の分野に焦点をあてて、その影響を刑法学的視点からいかなる評価を与えるべきか検討することとした。

本研究においては、裁判員制度による量刑への影響を検証・検討するために、次のように大きく 2 つの部分から構成することとした。まず、(1)裁判員制度の導入により量刑がどのような影響を受けるのかを、裁判員制度導入の前後の期間における裁判員制度対象事件の科刑状況の変化を分析する。いわば、量刑実務の視点からの検証である。また、これと同時に、(2)現在の量刑実務において事実上の量刑基準といわれる「量刑相場」の役割、および、現在主張されている量刑基準に関する理論が、裁判員制度の導入によってどのように変容していくのか、あるいは、変容すべきであるのかを検討して、量刑における「量刑基準」のあり方を検討する。いわば、量刑理論の視点からの検証である。そして、本研究における以上のような二つのアプローチから検討は、量刑における実務と理論との架橋を促進するものとする。

(1) 裁判員制度導入による科刑状況の変化

そもそも司法制度全般についていえることではあるが、制度の改革を行おうとする場合、それがなぜ必要であるのか、あるいは、そのように改革を行うことが妥当であるのかという、いわば事前の議論は活発に行われる。これに対して、制度改革が実際に行われた後、それが制度全般や社会にどのような影響を与えたのか、あるいは、事前の議論と実

際の状況にどのような差異が生じたのかなど、いわば事後の検証は非常に少ないのが現実である。もちろん、事前の議論は、制度改革を行うか否かという意思決定に際して重要な情報を与えるものであり、その重要性は当然ながら肯定できる。しかし、それと同様に、その制度改革が実際にどのような状況を作り出し、そして、どのような影響を与えたのかを事後的に検証する作業は、将来の改革に対して重要な視座を与えるという意味においても、合理的な政策決定には必要不可欠である。研究代表者は、平成 3 年の罰金額等の引上げ、および、平成 18 年の公務執行妨害罪等および窃盗罪への罰金刑の新設について、それぞれ事後的な検証を行った(前者については、小島透「法定刑の引上げと量刑—罰金額等の引上げ(平成 3 年)における統計データから見た科刑状況の変化とその検討」岡山理科大学紀要 39 号 B(2004 年) 65 頁以下、後者については、同「罰金刑の新設とその意義—罰金刑新設における法定刑変更の形態と刑法 6 条の適用」香川法学 28 卷 1 号(2008 年) 1 頁以下)。本研究では、これらの研究で得られた知見や研究方法についてのノウハウを基礎に、量刑の分野における裁判員制度導入の影響について検証を行うこととした。

(2) 量刑基準の理論的検討

量刑理論そのものについては、従来からも、川崎一夫『体系的量刑論』(1991 年)、城下裕二『量刑基準の研究』(1995 年)あるいは原田國男『量刑判断の実際』(増補版 2004 年)をはじめとして幾多の業績が出されており、研究代表者もすでに量刑基準としての法定刑の役割について私論を提示している(小島透「量刑判断における法定刑の役割—量刑スケールとしての法定刑の可能性」香川法学 26 卷 3・4 号(2007 年) 31 頁以下)。このように、量刑基準の問題それ自体については、従来からも相当程度の議論はなされてきている。しかしながら、いずれの業績も従来の量刑制度、すなわち、職業裁判官のみによって行われる量刑判断を前提に議論が行われているのであり、このような前提で構築された理論が裁判員制度のもとにおいても妥当するか否かの検討は、少なくとも裁判員制度導入の前の時点で十分になされていなかった。そこで、本研究では、裁判員制度導入という大きな制度変更を契機として、私論を含めた従来の理論が量刑において一般的妥当性を持ちうるのかを検討して、量刑基準に関する理論のさらなる展開を試みることにした。

3. 研究の方法

前述の通り、本研究は、(1)裁判員制度導入による科刑状況の変化、および、(2)量刑

基準の理論的検討の2つの部分から構成される。

(1) 裁判員制度導入による科刑状況の変化

裁判員制度導入による科刑状況の変化については、基本的に最高裁判所事務総局による『司法統計年報 2 刑事編』の統計データを用い、それを補完するためのその他の公刊された統計データと併せて統計的処理を行い、科刑状況の変化を検証した。分析手法は、既存の業績（小島透「法定刑の引上げと量刑—罰金額等の引上げ（平成3年）における統計データから見た科刑状況の変化とその検討」岡山理科大学紀要 39号B（2004年）65頁以下）で用いたものを基礎とし、必要に応じて新たな手法を考案することとした。

司法統計年報は平成11年から掲載される統計データが概括的なものになり、詳細なデータが掲載されなくなった。たとえば、罪名別の科刑データ（刑種、刑期、罰金額など）については、平成10年までは犯罪構成要件ごとに出されていたのに対して、平成11年からは基本的に刑法典各則における章ごとにまとめて出されるようになった。そこで、これらの詳細なデータを得るために、法務省大臣官房司法法制部司法法制課による『検察統計年報』および最高裁判所事務総局が2012年12月に公表した『裁判員裁判実施状況の検証報告書』掲載のデータを使用することとした。

本研究では、裁判員制度導入による科刑状況の変化を検証するため、裁判員制度導入後のみならず、導入以前の10年間程度の統計データを用いることとした。また、司法統計年報および検察統計年報のデータについては検証に必要な期間のデータを収集してこれをデータベース化（Excelファイルに入力）し順次更新することによって、本研究で利用することは当然、今後本研究以外の用途にも使用できるようにした。

(2) 量刑基準の理論的検討

量刑基準の理論的検討については、文献等を収集・整理して、従来の（裁判員制度導入前における）量刑基準に関する理論を、裁判員裁判の視点から再検討すると同時に、裁判員裁判を前提として新たに発表される理論について、それらの妥当性を検討した。その際に、上記(1)の検証結果を利用して量刑実務の実態を把握しながら、検討を行い、裁判員制度の実態からみた量刑理論の問題点、および、量刑理論からみた裁判員制度の実態における問題点を明らかにすることとした。

4. 研究成果

(1) 法定刑の変更と量刑

裁判員制度導入による量刑への影響を検討する前に、法定刑（の変更）が量刑に与え

る影響を把握しておく必要がある。そこで、裁判員制度施行（平成21年）の直近に行われた自由刑の法定刑改正（平成16年）、および、業務上・重過失致死傷罪として処理されてきた交通死傷事犯の一部についての実質的な法定刑引上げともいえる危険運転致死傷罪の新設（平成13年）を取り上げ、司法統計年報に掲載された統計データを利用して、科刑状況の変化を検討した。

① 平成16年 自由刑の法定刑改正

平成16年の自由刑の法定刑改正（「刑法等の一部を改正する法律（平成16年法律第156号）」、平成16年12月8日公布、平成17年1月1日施行）では、有期の懲役・禁錮の上限が15年から20年に、また、これらを加重する場合にその上限が20年から30年に引き上げられたほか、個別的に、性犯罪関係、殺人罪、傷害罪および傷害致死罪などについて法定刑の引上げが、また、強盗致傷罪については法定刑下限の引下げが行われた。

まず、放火の罪については、法定刑の変更が量刑に与えた影響はあまり見られない（図1-1a、図1-1b。司法統計年報掲載のデータから作成、以下のグラフも同様）。したがって、放火の罪においては、法定刑の変更は量刑実務に対してあまり影響を与えていないものと考えられる。

図 1-1a 放火の罪 科刑状況（平成15年）

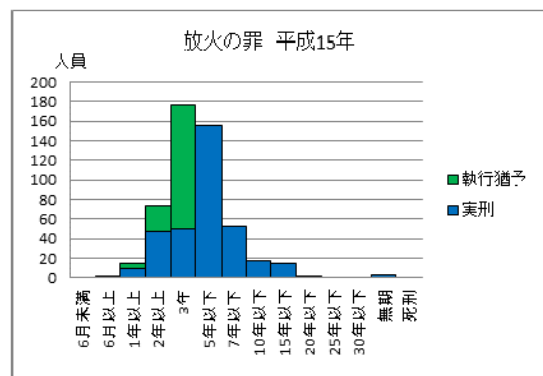
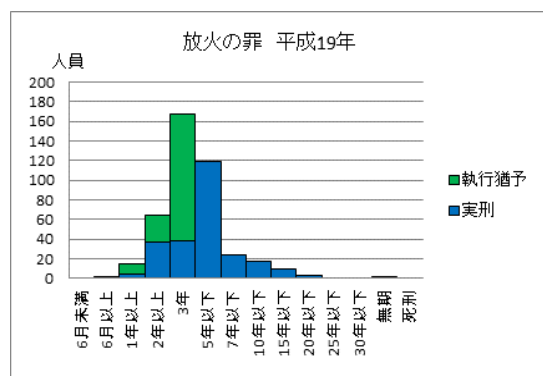


図 1-1b 放火の罪 科刑状況（平成19年）



一方、殺人の罪については、本改正（平成16年）以降、「25年以下」の階級および「30年以下」の階級に属する事例が存在するようになったこと、事例分布も全体として上限方

向に移動していることが認められ、法定刑の変更が量刑に対して一定の影響を与えたものと判断できる（図 1-2a、図 1-2b）。

図 1-2a 殺人の罪 科刑状況（平成 15 年）

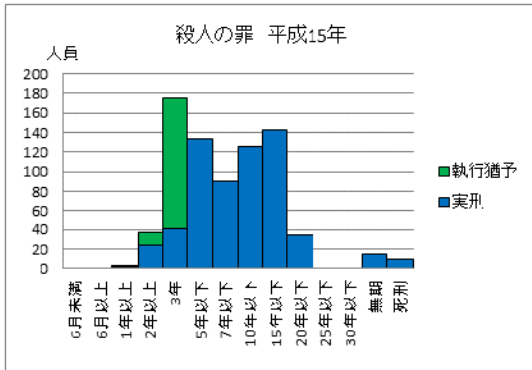
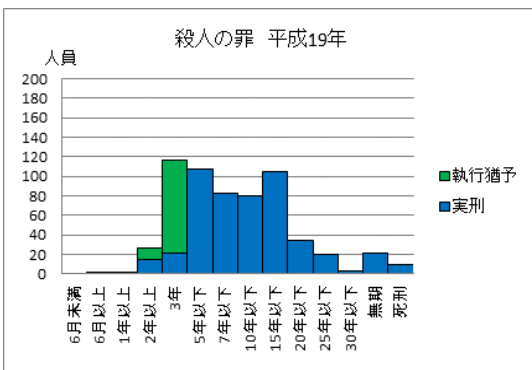


図 1-2b 殺人の罪 科刑状況（平成 19 年）



さらに、強盗致死傷の罪では、法定刑の変更による量刑への影響がより明確にあらわれている。強盗致傷（刑法 240 条前段）において、法定刑の下限が改正前の 7 年から改正後は 6 年に引き下げられているところ、改正前においては法定刑下限より下である「5 年以下」の階級に多くの事例が集まり、改正後においてはすぐに「3 年」の階級に事例があらわれている。したがって、強盗致死傷の罪における法定刑下限の引下げに対する量刑の反応には、素速いものがあったと判断できる（図 1-3a、図 1-3b）。

強盗致傷については、強盗致傷が成立する場合には酌量減軽をしても執行猶予に付することはできないため酷にすぎるとはならないか、との指摘が量刑実務家を含めて従来からされており、このような実務上の要請から、酌量減軽だけで執行猶予に付することができるように、法定刑下限の引下げが行われたのであり、その意味では、この引下げは、量刑支障型にあたるものと思われる。

以上の検討から、評価変更型の場合においては、法定刑変更は必ずしも量刑に大きな影響を与えるとは限らないのに対して、量刑支障型の場合には、量刑実務は直ちに法定刑変更に対して量刑のあり方を変化させることが明らかになった（5. [図書] ① 82 頁以下、[学会発表] ③、⑤）。

図 1-3a 強盗致死傷の罪 科刑状況（平成 15 年）

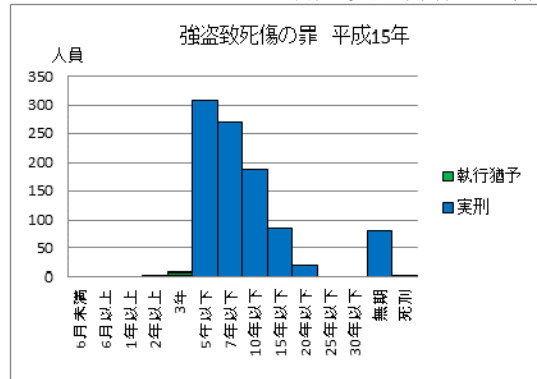
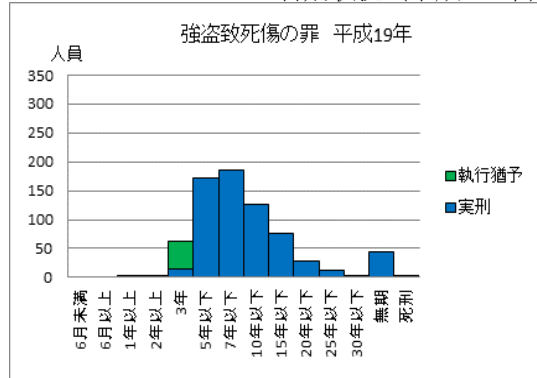


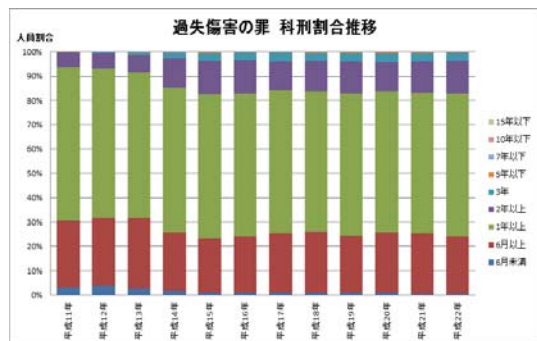
図 1-3b 強盗致死傷の罪 科刑状況（平成 19 年）



② 平成 13 年 危険運転致死傷罪の新設

危険運転致死傷罪は、交通死傷事犯のうち特に悪質なものを対象として、従来適用されていた業務上・重過失致死傷罪（刑法 211 条）とは別に新たな規定を設けて、傷害罪・傷害致死罪に準じた科刑（従来に比べて重い刑罰を科すこと）を目的として、平成 13 年に新設された規定である（「刑法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 138 号）」、平成 13 年 12 月 5 日公布、同年 12 月 25 日施行）。

図 1-4 過失傷害の罪 科刑推移割合



危険運転致死傷罪の新設によって、業務上・重過失致死傷罪においては、悪質な交通死傷事犯は除かれ、従来から適用対象となっていた通常の（悪質でない）交通死傷事犯が残ったことになる。そして、業務上・重過失致死傷罪については、法定刑の変更は（その当時）なされなかった。

しかし、図 1-4 に示すように、業務上・重過失致死傷罪において平成 14 年以降「2 年以上」の懲役・禁錮およびそれより重い刑が増加しており、危険運転致死傷罪の新設によって、業務上・重過失致死傷罪にも重罰化の影響が見られるのである。このように、それ自体に法定刑の変更がない場合でも、他の関連する法規の変更・新設等が、当該犯罪における量刑に影響を与える場合が見られるのである（5. [学会発表] ③）。

(2) 裁判員制度による量刑への影響

① 裁判員制度導入前後の科刑推移

まず、裁判員裁判対象事件のうち、司法統計年報のデータから検証が可能な程度に事件数が計上されているものを選び出し、裁判員制度導入前後の科刑推移を検討した。

その結果、放火の罪においては、裁判員制度が施行された平成 21 年以降、「3 年」の懲役およびそれよりも軽い刑が増加（図 2-1）、執行猶予率もわずかながら増加傾向にあること（図 2-2）がわかる。放火の罪においては、寛刑化傾向が看取できる。

図 2-1 放火の罪 科刑割合推移

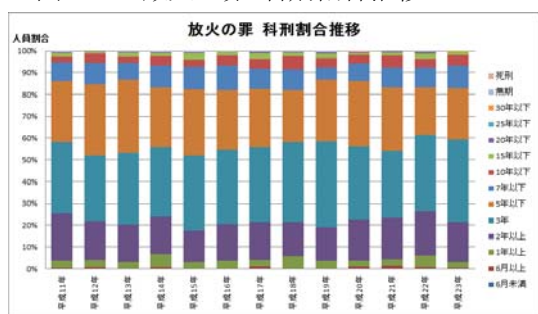
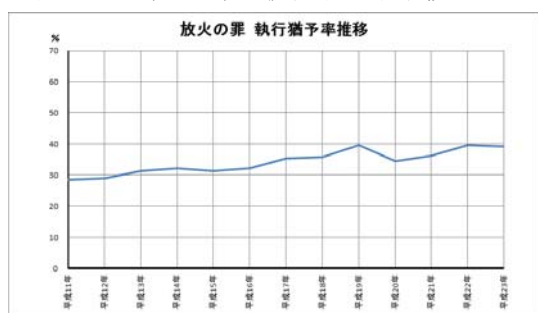


図 2-2 放火の罪 執行猶予率推移



これに対して、殺人の罪においては、平成 21 年以降、「3 年」の懲役およびそれよりも軽い刑の割合が増加すると同時に、「20 年以下」の懲役およびそれよりも重い刑の割合も増加している（図 2-3）。加えて、執行猶予率も増加している（図 2-4）。

また、強盗致死傷の罪においても、平成 21 年以降、「3 年」の懲役の割合が増加すると同時に、「10 年以下」の懲役およびそれよりも重い刑の割合が増加し（図 2-5）、さらに、執行猶予率も増加している（図 2-6）。

これらのことから、殺人の罪および強盗致

死傷の罪においては、寛刑化と同時に重罰化の方向へも量刑が動く、すなわち、従来と比べて量刑は下限・上限の両方向に動いたものと判断できるのである。

図 2-3 殺人の罪 科刑割合推移

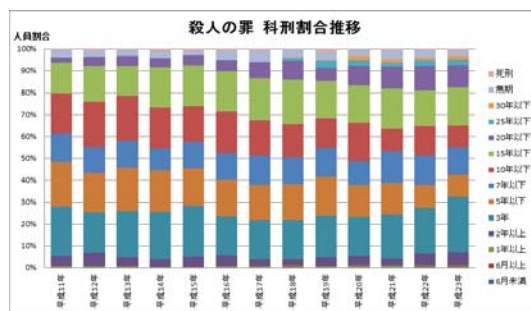


図 2-4 殺人の罪 執行猶予率推移

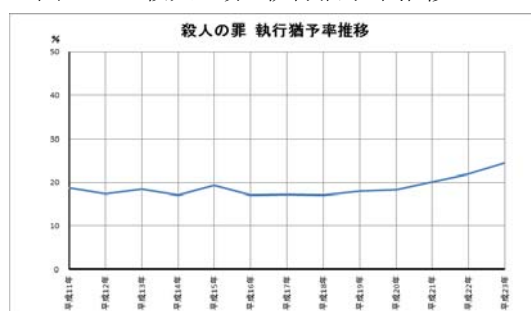


図 2-5 強盗致死傷の罪 科刑割合推移

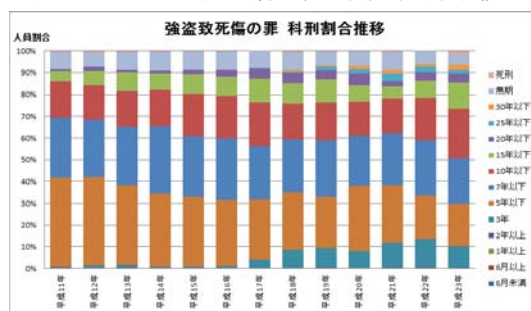
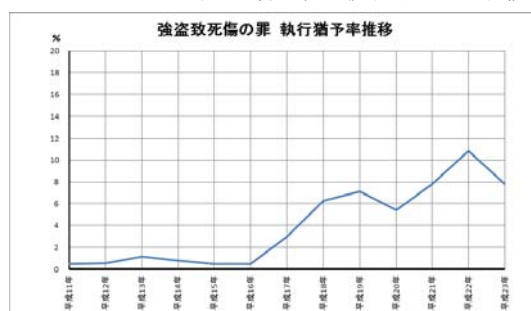


図 2-6 強盗致死傷の罪 執行猶予率推移



② 裁判員裁判と裁判官裁判の量刑の比較

平成 24 年 12 月に最高裁判所事務総局から『裁判員裁判実施状況の検証報告書』が公表された。同報告書には、裁判員制度施行後 3 年を経過した実施状況の実証的検証の一環として、裁判員裁判の量刑と従来の裁判官のみによる裁判（裁判官裁判）の量刑（前者については制度施行～平成 24 年 5 月末、後者については平成 20 年 4 月 1 日～平成 24 年 3

月末)を比較したデータおよびグラフ(同報告書83頁以下)が掲載されている。

そこで、これらのデータおよびグラフを検討すると、裁判員裁判では、裁判官裁判と比較して、(a)量刑にほとんど変化がない罪 — 覚せい剤取締法違反、(b)全体的に重い方向(法定刑の上限方向)へ量刑が動いた、すなわち重罰化傾向が見られる罪 — 傷害致死、(準)強姦致傷、(準)強制わいせつ致傷、(c)3年以下あるいは3年以下で執行猶予に付されたものが増加した、すなわち寛刑化傾向が見られる罪 — 現住建造物放火、(d)全体的に重い方向へ動いたと同時に、3年以下あるいは3年以下で執行猶予に付されたものが増加した、すなわち量刑の幅が重罰化・寛刑化両方向に拡大した罪 — 殺人既遂、殺人未遂、強盗致傷がみられることがわかる。

以上のように、制度施行後3年を経過した現時点において、裁判員裁判における量刑は、罪の種類によって異なる変化を見せている。もっとも、量刑に変化が見られる罪については、その変化の程度はいずれも比較的小さいと判断することができる。

③ 裁判員裁判に量刑の基準

裁判員裁判の導入趣旨の一つとして、「国民の関心が高い刑の量定の場面に・・・裁判員が関与し、健全な社会常識を反映させること」(『司法制度改革審議会意見書』(2001年)103頁)が挙げられている。したがって、裁判員裁判における量刑が従来の裁判官裁判と比べて「一定の」変動を示すことは、制度導入の趣旨に合致することである。

しかしながら、その変動も決して無制限なものではなく、一定の限界が存在するものと考えられる。例えば、「犯罪に対する正しい刑罰」は他の事案との比較によって決せられる(「相対的均衡性」として、従来の量刑傾向を参照することは必然的であるとする見解(岡上雅美「裁判員制度の下における量刑をめぐる諸問題」刑法雑誌51巻1号(2011年)43頁以下)、あるいは、裁判員を含む合議体構成員は、国の裁判所の一員として判断すべき義務があるとして、量刑相場の事実的拘束力を認め、裁判員も量刑相場に沿った判断をすべきであるとする見解(小池信太郎「裁判員裁判における量刑評議について」法学研究(慶應義塾大学)82巻1号(2009年)635頁)などが、このような考えに基くものであり、量刑における公平性という観点から、その基本的な考えは妥当と評価できる。

また、量刑において具体的な刑量を決定するに際して、一定の「抛り所(基準)」が必要となる。法定刑(および処断刑)がその一つとなり得るが、法定刑の上限と下限との間で具体的な「基準」を与えるものとして、過去の事例の集積から形成される量刑傾向(あるいは量刑相場)が量刑において一定の役割

を担うべきであると考えられる。そして、このような視点からは、裁判員制度導入による量刑の変化は、現時点では許容可能なものと評価できる(中間報告として、5. [学会発表]②)。なお、以上の詳細については、今後公表する予定である)。

裁判員裁判における量刑の動向については、今後も注意深く見守っていく必要がある。それと同時に、量刑のあり方についてもさらなる検討が必要である。本研究は、その端緒の一つとして位置づけられるものであると考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表](計5件)

- ① 小島透「統計データから見た罰金刑等運用の実態と問題点」日本刑法学会第90回大会ワークショップ11『罰金刑の諸問題』2012年5月20日、大阪大学(吹田市)
- ② 小島透「裁判員裁判と量刑」名古屋刑事実務研究会、2011年11月16日、名古屋能楽堂会議室(名古屋市)
- ③ 小島透「統計データから見た日本の量刑の傾向」第16回国際犯罪学会テーマセッション7132『日本の量刑制度における最近の傾向と問題』2011年8月7日、神戸国際会議場(神戸市)
- ④ 小島透「罰金刑における社会奉仕命令の意義」日本刑法学会第88回大会ワークショップ9『社会奉仕命令』2010年6月6日、東北大学(仙台市)
- ⑤ 小島透「量刑の経験的基礎」日独シンポジウム『量刑法の基本問題』2009年9月12日、立命館大学(京都市)

[図書](計1件)

- ① 小島透(共著)『量刑法の基本問題 — 量刑理論と量刑実務との対話』成文堂、2011年、総ページ数284(担当分67-90頁)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小島 透 (KOJIMA TORU)

愛知大学・法学部・教授

研究者番号：80293679

(2) 研究分担者

—

(3) 連携研究者

—